

## 議案第 4 0 号

### 狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和 5 1 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 8 の項中「第 3 0 条の 1 8 第 1 項」を「第 3 0 条の 1 7 第 1 項」に改め、同表中 2 9 の項を削り、3 0 の項を 2 9 の項とし、3 1 の項から 7 4 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」による外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法施行令の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。